

「まちづくりの主体（担い手）」について （各班の意見をもとに事務局が整理したもの）

(1) 各班の意見を整理したもの

班	まちづくりの主体（担い手）
1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、「市民」である。</li> <li>「市民」とは、全てであり、その基本は個々の参加であり、「個人」である。</li> </ul>
2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、まずは「個人」としての「市民」であり、そこに「地域コミュニティ」、「ボランティア」、「団体市民」（NPO、企業、商工会など）、「行政」、「不在住民」（出身者、観光客）、「教育機関やそこに携わる人」が関わり合う。</li> <li>さらに、「市長」、「議員（議会）」がある。</li> </ul>
3班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、「市民」であり、「行政」、「議会」である。</li> <li>「市民」は「個人」と「団体」（コミュニティ、NPOなど、諸団体、企業）に大別できる。</li> </ul>
4班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、「市民」である。</li> <li>「市民」は、「個人・住民」と「コミュニティ」に大別できる。</li> <li>そこに、「行政」が関わってくる。</li> </ul>
5班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、それぞれの地域により多様なあり方があるが、究極は「市民」である。</li> <li>「市民」には、全てが含まれる。</li> </ul>
6班	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体は、「自分の住んでいるまちを愛している人」である。</li> </ul>

各班に共通するものは  
主体は「市民」

(2) ここでいう「市民」とは

意見	挙げた班
<ul style="list-style-type: none"> <li>全てである。</li> </ul>	1、5班
<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは「個人」があり、そこに「地域コミュニティ」、「ボランティア」、「団体市民」（NPO、企業、商工会など）、「行政（市）」、「不在住民」（出身者、観光客）、「教育機関やそこに携わる人」が関わり合う。</li> </ul>	2班
<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人」と「団体」（コミュニティ、NPO等、諸団体、企業）に大別できる。</li> </ul>	3班
<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人・住民」と「コミュニティ」に大別できる。</li> </ul>	4班

各班に比較的共通するものは  
 ・「個人」  
 ・「コミュニティ」  
 ・「NPO」  
 ・「企業」

(3) 「市民」以外の主体は

意見	挙げた班
<ul style="list-style-type: none"> <li>「市長」（市）</li> <li>「議員」（市議会）</li> </ul>	2班
<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政」（市）</li> <li>「議会」（市議会）</li> </ul>	3班
<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政」（市）</li> </ul>	4班

各班に比較的共通するものは  
 ・「行政」（市）  
 ・「市議会」

(4) 次回の基本検討項目である「まちづくりの主体（担い手）の役割と責務」の検討をする際の、「まちづくりの主体（担い手）」について整理

「市民」（個人）  
 "（コミュニティ）  
 "（NPO）  
 "（企業）  
 「行政」（市）  
 「市議会」  
 「その他」